

令和7年4月1日

(宛先) 松本市長

日付を記入してください。

(土地所有者)

住所 松本市大字中山3738番地1
氏名等 株式会社〇〇
代表取締役 文化財 守郎

土地所有者が企業や団体の場合は、土地の権利を代表する方の氏名等を記入してください。

土地所有者の承諾書

押印は任意です。

下記の所有地内における埋蔵文化財等発掘調査の実施を承諾します。

なお、当該調査により出土した所有者の判明しない文化財については、文化財保護法の趣旨を理解し、その全ての権利を放棄します。

裏面をご参照ください。

記

所有地の地番を記入してください。

1 調査地（所有地）

松本市蟻ヶ崎一丁目〇〇〇番□、〇〇〇番△

2 遺跡名

〇〇〇〇遺跡

該当する遺跡名を記入してください。
不明な場合は、文化財課へお問い合わせください。

3 その他の事項

(1) 調査期間は、土地利用を踏まえ協議にて決めること。

松本市使用欄

本承諾書に係る調査期日

年 月 日～

年 月 日

承諾書提出に係る経緯等
その他参考となる事項

本人提出(持参/郵送 備考:)
委任者提出(委任状あり) ・ 使者提出(委任状なし)

埋蔵文化財包蔵地から発掘等により出土した文化財は、わが国の歴史・文化等の正しい理解のために必要なものであり、国民の文化の向上発展に欠かせない、国民共有の重要な財産です。

文化財保護の趣旨をご理解いただき、出土文化財の権利放棄にご協力いただきますよう、お願いします。

文化財保護法

(国民、所有者の心構)

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用努めなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当って関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。